

リスクマネジメントのトレンド ~死亡給付から生存給付へ~

日本の労働人口が減少の一途をたどる中、高齢者や女性の雇用が拡大しつつあります。「共働き」の家庭が増え、以前のように父親ひとりの肩に家計の負担がのしかかる構図は減少しつつあります。一方、生命保険業界では金利低下に伴う一時払商品の予定利率の引き下げの影響で終身保険などの貯蓄性商品の売り止めが相次ぎました。このような「家庭」と「経済」両者の変化により、リスクマネジメントのトレンドも「死亡給付」から「生存給付」の保障へとシフトしてきています。



■生命保険の動向2017

9月にリリースされた生命保険協会「生命保険の動向(2017年版)」によると、近年、新規契約に占める第三分野の割合が増えつつあります。

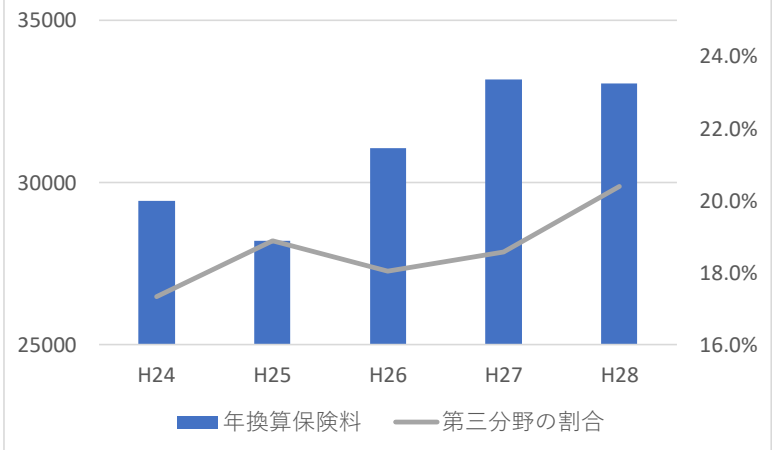
第三分野には、

- ①手術・入院の際に給付される「医療保障給付」
- ②がんなどの特定疾病と診断された場合に保険金を受け取る特定疾病給付や介護状態になったときに介護給付を受けられる「生前給付保障」
- ③保険料の払込みが免除される「保険料払込免除」などが含まれ、被保険者が生きているうちの生活を手助けする保険の契約が多くなってきていることがわかります。

■働き盛りの就業不能リスク

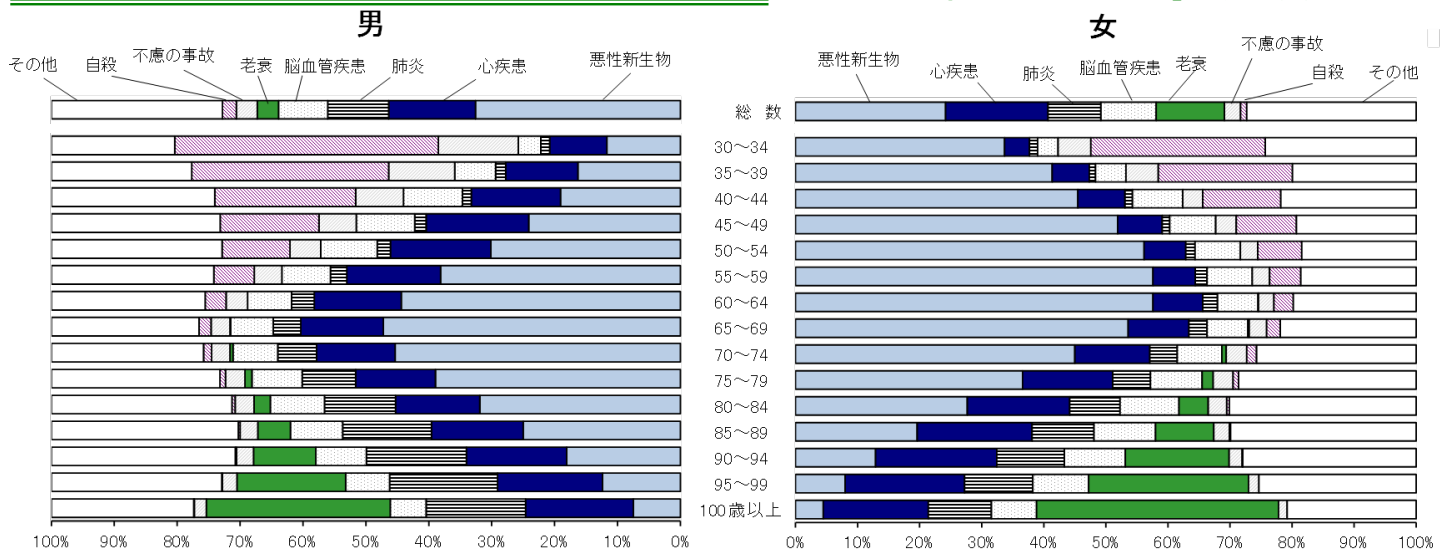
若年層の死亡率は高齢層より低く、死因としては自殺が大半を占めます。しかし、家庭を持ち働き盛りといえる30代後半からは特定疾病(がん・心疾患・脳血管疾患など)による死因が高くなってきます。考えなければならないのは働き手がこれまで通りに働けなくなった際の生活保障です。入院費用や仕事を休んだときの社会的補填として、高額療養費制度や傷病手当金などの制度もありますが、それも期間や金額に限度があります。また、これは男性に限ったことではなく、「共働き」で家計の一部を担っている女性も同じことです。特に女性特有のがんは比較的若い年齢から発病することがわかっています。看護・介護をする側にも負担が生じます。家計の担い手が多様化していることで、就業不能リスクへの意識が薄らいでいるように感じられる今こそ、家庭におけるリスクを改めて見直すときなのではないでしょうか。

新規保険契約の推移(年換算保険料)



性別にみた死因順位別死亡率(人口10万対)

出典：平成27年『人口動態統計月報年計』(厚生労働省)



2017年10月10日現在の法令に基づき制作しています。今後、税制改正等が行われた場合には、その限りではありません。また、本資料に記載された情報に関しては信頼ある情報源から入手したものではありませんが、その正確性は弊社で保証するものではありません。

株式会社
みどり財産コンサルタンツ
760-0073 高松市栗林町1丁目18-30
TEL 087-834-0122
<http://www.midori-zc.co.jp/>